

(船員労働安全衛生規則の一部改正)

第六條 船員労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 女子船員の就業制限(第七十五条・第七十六条)」を「第六章 女子船員の就業制限(第七十五条・第七十六条)」を「第七章 登録安全担当者講習実施機関(第九十二条―第九十六条)」に改める。

第三條第二項第一号を次のように改める。

一 第七十七条及び第七十八条の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録安全担当者講習」という。)の課程を修了した者であること。

第三條第三項及び第四項を削る。

第二十八條第二項中「、国土交通大臣が当該作業について認定した講習の課程を修了した者」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、前項第三号、第六号、第七号、第十二号又は第十三号に掲げる作業については、国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録危険作業講習」という。)の課程を修了した者に当該作業を行わせることができる。

第二十八條中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第七章の次に次の二章を加える。

第七章 登録安全担当者講習実施機関

(安全担当者講習の登録)

第七十七條 第三條第二項第一号の登録は、登録安全担当者講習を行おうとする者の申請により行う。

2 第三條第二項第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が登録安全担当者講習の実施に関する事務(以下「登録安全担当者講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が登録安全担当者講習事務を開始する日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 講師の氏名及び経歴を記載した書類

四 講師が、別表第一に該当する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

第七十八條 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次に掲げる科目について行われるものであること。

イ タンカー等引火性液体等を積載する船舶の構造、設備及び船内実務

ロ タンカー等引火性液体等を積載する船舶における火災及び爆発

ハ タンカー等引火性液体等を積載する船舶における火災に対する消火技術

ニ 引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質

ホ 検知器具及び保護具の取扱方法

ヘ 災害防止対策

ト 海上汚染防止対策

チ 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令

二 前号に掲げる科目にあつては、別表第一の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 船員法第八十一条(船内作業による危害の防止に係る場合に限る。)の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第八十八條の規定により第三條第二項第一号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録安全担当者講習事務を行う役員のうちに前一号のいずれかに該当する者があるもの

3 第三條第二項第一号の登録は、登録安全担当者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録安全担当者講習を行う者(以下「登録安全担当者講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録安全担当者講習実施機関が登録安全担当者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録安全担当者講習実施機関が登録安全担当者講習事務を開始する日

(登録の更新)

第七十九條 第三條第二項第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習の実施に係る義務)

第八十條 登録安全担当者講習実施機関は、公正に、かつ、第七十八條第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録安全担当者講習事務を行わなければならない。

一 講習は、講義により行われるものであること。

二 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行つこと。

講 習 科 目	時 間 数
一 タンカー等引火性液体等を積載する船舶の構造、設備及び船内実務	三時間
二 タンカー等引火性液体等を積載する船舶における火災及び爆発	二時間
三 タンカー等引火性液体等を積載する船舶における火災に対する消火技術	二時間
四 引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質	二時間
五 検知器具及び保護具の取扱方法	一時間
六 災害防止対策	二時間
七 海上汚染防止対策	二時間
八 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	二時間